

公 示 送 達 書

下記の者に送達すべき次に掲げる文書を、地方税法第20条の2の規定により
公示送達します。

なお、これらの書類は、本市 財政部納税課 に保管してありますから、受領
権限がある者には、いつでも交付します。

令和8年7月15日

松本市長 臥 雲 義 尚

記

送 達 を 受 け る 者		文 書		備 考
氏名(法人名)	年度	種類・名称	文書番号	
田崎 敦大	8	差押調書(謄本)	松財納第389号	

(注) この書類は、公示した日から起算して7日を経過したときは、送達があった
ものとみなされます。